

大分県人権啓発冊子
当事者インタビュー集

同じ 空の下

～15人からのメッセージ～

お読みの方へ

県では、人権に関わる問題に直面する当事者の生の声をより多くの人に届けることで、当事者の立場や視点に気づき、正しい理解につなげること、また、人権問題を身近な課題として考えられるようにすることを目的に、平成30年に大分県人権啓発冊子当事者インタビュー集「同じ空の下～15人からのメッセージ～」を作成しました。

冊子の作成にあたっては、15名の当事者の方にインタビューを行いました。皆さん、県にゆかりのある方であり、顔写真と実名を掲載させていただきました。顔写真と実名の公表については、身近に当事者の方がいるという現実を伝えるために、ご協力をいただいたものです。

【ホームページ版作成にあたって】

インターネット上に印刷冊子と同様に実名と顔写真を掲載した場合、意に反した使用のされ方をしたり、ご協力をいただいた方、さらにはご家族の方に不都合がある恐れもあることから、県人権・同和対策課の判断により公表しないこととしました。また、記事中の個人が特定できるような記載については、イニシャル等に変更または削除しています。ご了承ください。

目次

同和問題	3
同和問題の概要.....	6
高齢者の人権	9
障がい者の人権	
身体障がい・見た目.....	11
発達障がい.....	13
外国人の人権	
在日韓国人.....	15
イスラム教徒.....	17
医療を巡る人権	
ハンセン病回復者.....	19
ハンセン病の概要.....	21
精神疾患（うつ病）経験者.....	23
依存症経験者.....	25
犯罪被害者とその家族の人権	
性犯罪被害者.....	27
交通事故被害者遺族.....	29
性的少数者の人権	
性的指向.....	31
性自認.....	33

人権コラム

コラム1 「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか？	5
コラム2 ヘイトスピーチ、許さない！	16
コラム3 大分県人権尊重施策基本方針.....	22
コラム4 障がい者に対する「合理的配慮」とは？.....	24
コラム5 「大分県犯罪被害者支援条例」が施行されました	28

～同和問題～

「正しい知識を身につけてほしい。わからないことは遠慮せずに聞いてほしい。」

平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。現在もなお、「部落差別」が存在することを法律で明記し、今後国や地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて、相談体制の充実や教育・啓発に取り組むこととされました。自らも差別された経験のあるお二人（Yさん・Hさん）は、不条理な差別の実態を伝える活動をしながら、差別を根絶するために正しい知識を身につけることの重要性を訴えています。

○どのような問題がありますか。

Yさん

同和对策事業の実施後に、差別はより激しくなったと感じています。事業の内容を誤解して、地区内の公営住宅は無料ではないのに、「無料で入っている」など言われたりすることがあります。

また、同じ地区内の人で、学校で「部落出身者」ということで、いじめに会い、学校をやめたケースもあります。一昔前までは、地区の最寄りのバス停で降りることができずに、一つ向こうのバス停で降りたりしたこともあります。

Hさん

私は被差別地区外から嫁いで来ましたが、結婚する際に肉親の大反対にありました。私に、「部落は怖いところだ。」とって結婚をやめさせようとしてました。相手の身元調査もしたようです。そのうち、子どもができたので、結婚を許してくれると思いましたが、親から、「子どもを墮ろして、遠くへ住みなさい。もし、どうしても結婚するなら親や家族を捨ててこの家から出て行くように。」と言われました。ショックで泣き崩れました。

子どもができ何年か経ってから、ようやく実家を訪ねることができたとき、親は、孫を見てもかたくなな態度でしたが、しばらくして、「かわいらしいなあ〜。」と言ってくれました。本当にうれしかったです。

○差別をなくすためにどのような活動に取り組んでいますか。

Yさん

まずは、自分たちも部落差別について学んでいます。不条理な差別に反論するためには、自分たちも知識を身につけなければなりません。

また、地区の中だけにこもっては、この問題は解決しないので積極的に外に出て、部落差別の現状を伝える活動をしています。

学校の先生や行政機関の職員等と、地区の出身者が少人数で意見交換をする場を設けています。

Hさん

被差別部落外から嫁いで来た人たちと交流するようになり、地区内で部落問題を学習することにしました。私たちの世代で差別は終わらせようと思っていたので、地区内だけでなく、「外に出ていこう」と訴えました。そしてまずは学校に行き、子どもたちに部落問題について教える機会をもってもらい、保護者の前では結婚差別について話をしました。最初は、出席者が少なかったのですが回を重ねるたびに増えていき、最終的には子どもたちや保護者が部落問題について学習することができ、現在でも続いています。教育は大事です。教育のおかげで、私の子どもたちは差別を経験しませんでした。

○皆さんにどのようなことを伝えたいですか。

Yさん

この差別は根拠のない「土地差別」であることを知って欲しい。部落と呼ばれる所に住んでいる、関係があるというだけで差別をされますが、そこに根拠はありません。また、歴史は常に変わっていきます。以前は「土農工商」を歴史で教えていましたが、それが正しくないことがわかり現在は教えていません。新しい歴史認識が生まれています。部落差別は歴史認識に大きく影響をうけます。常に勉強し、正しい知識を身につけて欲しいと思います。

Hさん

母親も私が被差別地区に嫁ぐことで、親戚や周りの人たちから責められ苦しんだようです。亡くなる前に「すまないことをしたね。」と言われ、気持ちが楽になったことを覚えています。

私は、被差別地区に嫁いでから、部落差別だけでなくいろいろな人権課題について勉強しました。そして、いろいろな人の気持ちが理解できるようになったと思っています。

最近でも身元調査をされたという事例があります。また被差別地区と伝えず結婚し、子どもができた後、被差別地区とわかり離婚させられた事例もあります。「被差別地区の出身ですが、よいですか？」と未だに伝えなければならないということは、まだ差別がある証拠です。しっかり正しい知識を身につけて欲しいと思います。

私たちは、部落差別のことばかりを考えて生活しているわけでもなく、皆さんと同じように毎日普通に生活しています。

一日でも一分でも早く部落差別がなくなるよう活動しています。

コラム1 「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

～この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに講ずべき施策について定めたものです～

同和問題の解決に向けてのこれまでの長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されるとともに社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

この法律のポイント

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された（第1条）
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された（第1条）
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要が明記された（第5条）

同和問題の概要

◇同和問題とは◇

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で結婚・就職の際の差別など、様々な不当な差別的取り扱いを受けるなどの問題があり、日本固有の人権問題です。

◇同和問題をめぐる主な動き◇

年	出来事	注釈
1871年	解放令（太政官布告）	①
1922年	全国水平社創立大会	②
1951年	オール・ロマンス事件発覚	③
1961年	同和対策審議会(同対審)設置	④
1969年	同和対策事業特別措置法(同対法)施行	⑤ ※1
1975年	部落地名総鑑事件発覚	⑥
1982年	地域改善対策特別措置法(地対法)施行	⑤※2
1987年	地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)施行	⑤※3
1996年	地域改善対策協議会意見具申	⑦
2016年	部落差別の解消の推進に関する法律施行	⑧

【注釈解説】

- ① 今まで被差別部落に住んでいた人々は、法律・制度の上では平等になったものの、国民への啓発は行われず、被差別部落に住む人々の厳しい差別は残ったままであった。
- ② 差別撤廃に向け被差別部落の人々が集結し、全国水平社が創立された。
- ③ 京都市の職員が「オール・ロマンス」という雑誌に部落の居住環境や生活実態を差別的に描写した小説を投稿した事件。部落の実態を改善しないで放置してきた市の責任が追及され、これを契機に行政施策を要求する運動が全国に広まる。
- ④ 部落問題の抜本的な解決を図るため、国は同和対策審議会を設置し、全国規模の実態調査を行い、それをもとに1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」を作成した。同和問題は『基本的人権に関わる課題であり、同和問題の解決は「国の責務」であり「国民的課題」である』と発表。
- ⑤ ※1～3
同対審答申を受けて生活環境の改善、社会福祉の増進、などの取組が行われ、2002（平成14）年に国策としての同和対策事業は終了。
- ⑥ 全国の被差別部落の情報が記載された「部落地名総鑑」が売買されていることが判明。
- ⑦ 同対審答申の精神を踏まえて、今後も国民が同和問題の解決に向けて努力していかなければならないとの基本認識が示される。
- ⑧ 現在も結婚や就職での差別やインターネット上での差別的書き込み等の差別がある。部落差別は許されないものであるという認識のもと、差別のない社会を実現するために、部落差別解消推進法が施行された。

～差別のない地域づくりのために～

住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして大分県内には 13 の隣保館（集会所）があります。それぞれの隣保館等では、さまざまな人権相談や、労働、福祉や健康等に関する相談を受けています。（平成 30 年度総件数 2763 件）

～大分県内の隣保館・集会所～

隣保館・集会所名	電話番号
大分市旭町文化センター	097-546-2772
中津市三保文化センター	0979-32-5082
中津市鶴居文化センター	0979-25-0514
豊後高田市隣保館	0978-24-0007
杵築市隣保館	0978-62-4799
宇佐市隣保館	0978-33-1707
豊後大野市隣保館	0974-34-3603
国東市隣保館	0978-68-1722
九重町隣保館	0973-76-2468
玖珠町人権同和啓発センター	0973-72-0886
別府市人権啓発センター	0977-23-6163
日田市北友田三丁目地区集会所	0973-23-6920
日田市京町地区集会所	0973-23-4620

～大分県内の同和問題に関する差別事例～

1998 年(平成 10 年)

九重町隣保館トイレ内で差別落書が発見される。

2012 年(平成 24 年)

九重町が管理する公衆トイレ内で差別落書が発見される。

2017 年(平成 29 年)

佐伯市に住む男性の住民票や戸籍謄本等が不正に取得される。第三者が住民票などの写しを取得した際に本人に通知する制度(本人通知制度)により発覚し、不正取得した男性は逮捕された。(同和問題に関する直接の差別事例ではありませんが、差別につながる「身元調査」の事例として掲載しています。)

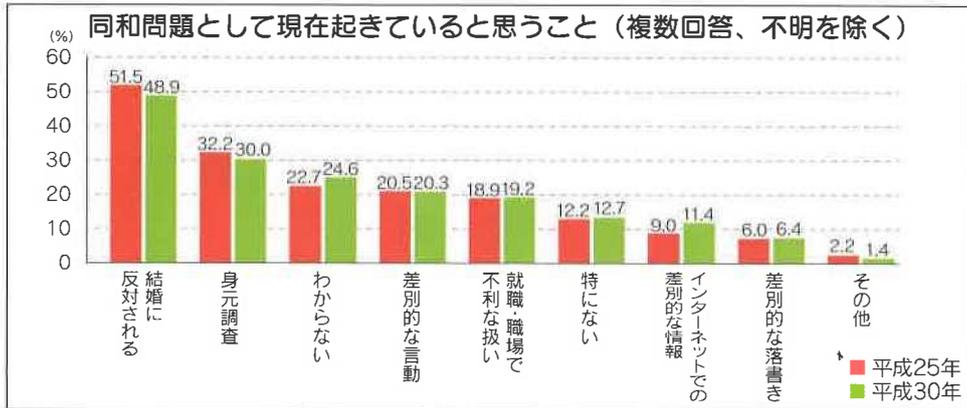
平成30年度「人権に関する県民意識調査」

1 概要

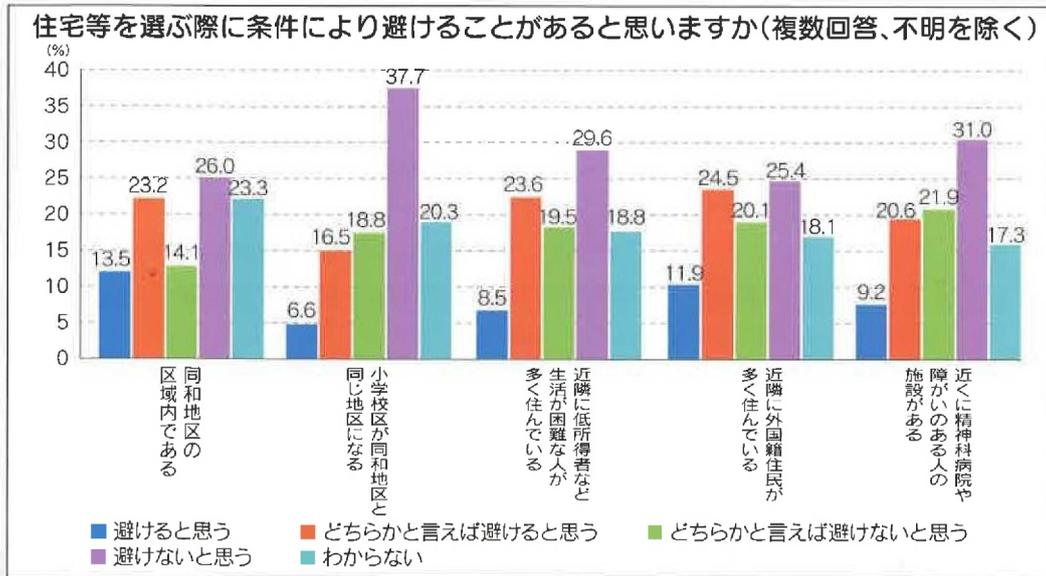
- 2018年（平成30年）に「人権に関する県民意識調査票」を県内有権者から抽出した4,941人（有権者の0.5%）に送付し、返送された有効回答1,996票を分析しました。調査内容は人権問題の重要課題に関するものや人権教育・啓発に関するもので構成され、全体で40問となっています。
- 前回は、2013年（平成25年）に実施しています。

2 結果(抜粋)

●同和問題について



●土地に対する偏見について



～高齢者の人権～

「高齢になっても『何かしたい！役に立ちたい！』という気持ちがある。」（高齢者・Mさん）

「本人の気持ちに心を寄せながら、共に歩んでいければと思っている毎日です。夫に学ぶことばかりの日々に感謝です。」（介護するご家族・Aさん）

※MさんとAさんは親子で、Aさんは若年性アルツハイマー型認知症のお連れ合いを介護しています。

皆さんは、高齢の方、特に認知症と診断された方の気持ちを考えたことがありますか。高齢の方などにはこれまでの長い人生で培った経験があります。楽しかったこと、得意なこと、頑張ったことが今も生きる支えとなっています。ただ、できないことが多くなり、変わっていく自分に不安を感じているのです。また、高齢者や障がいのある方を介護するご家族の支えも重要です。

Mさん

○仕事は何をされていたんですか。

自分は教員になりたくて大学に入りましたが、旧制中学4年の時に中耳炎を患い片方の耳が聞こえなかったため一度は夢をあきらめました。大学を卒業後1年で、幸いにも熊本の中学で理科の教師に採用されました。その後、大分県内各地の養護学校（現在の支援学校）教諭、県庁学校教育課での指導主事等を務め定年まで働きました。定年後は、兄が精神障がい者支援施設を立ち上げていたのでその手伝いをしました。

○長い間、教育に携わってきたんですね。退職後も子どもたちや地域との関わりはありましたか。

学校の評議員を長い間していたので、平和授業として1年生から6年生までの子どもに昔の話をしていました。自分は5年生に話をしていましたが、戦前・戦争中の害虫取りや桑の皮から繊維を取り軍服を作る話などをしました。実際に妻や娘と共に苦労して桑の木を探してきて子どもたちに見せたりもしました。教員時代の経験を活かして教材作りをしていたので好評でした。支援施設でもリハビリ等を兼ねて行うゲームを手作りして、利用者の方に喜ばれました。また、今も住んでいる地区内の評議員に選出され、地域活動に率先して参加しています。

○最近運転免許証を返納されたそうですね。

86歳の誕生日をきっかけに、運転免許証を返納しました。ちょうど高齢者の事故がニュースで取り上げられることが多く、家族から説得されました。自分としては大丈夫とと思っていましたが、「今まで大きな事故も起こさずここまでこられたのは幸せ。事故を起こす前に返納した方がいいんじゃない？」という妻の言葉で決心しました。しかしながら車が使えないので、地区の草刈りに草刈り機を持って行くすべがない。運転ができなくなるだけでなく、そのほかにもできなくなることが増えます。いろいろな資格や肩書きをなくすたびに、できることが少なくなっていくさみしさを感じます。

○周囲の方に理解してほしい、わかってほしいことはありますか。

高齢になっても、「何かしたい！社会の役に立ちたい！」という気持ちがあることをわかってほしいと思います。

Aさん

○お連れ合いについて教えてください。

1949年生まれで公務員でしたが、57才の時にアルツハイマー型認知症と診断されました。それまでは、仕事もスポーツも大好きで精力的に頑張っていました。徐々にできなくなることが増えてきました。夫はそのような中でも「社会の役に立ちたい」と、認知症家族会などでの講演活動に取り組んでいました。「隠すのではなく、認知症になっても自分のできることをさせていただくことで、多くの方に認知症に対する理解を深めていただきたい。」と考えていました。私自身、認知症を隠すのではなく、一緒に講演会を実施したり、取材を受けることで理解を求めたいと考えていました。現在は病状が進行し、介護度5となりましたが、毎日デイサービスに通いながら、在宅で生活をしています。

○介護する上で心がけていることはありますか。

とにかく、声をかけよう、褒めよう、と思っています。近くに住んでいる両親も、夫と顔を合わせる夕飯の時には、手を触りながら話かけます。そして、着ている服などについて褒めたりもしてくれます。返答はなくても、本人の気持ちに心を寄せながら、共に歩んでいければと思っている毎日です。そして、夫に学ぶことばかりの日々に感謝です。

○周りの人へのメッセージはありますか。

認知症になってもその人の特性は失われません。症状は進行していきませんが、その時々を大切に、本人が今何かやりたいと思った時にタイミングの良いサポートが必要だと考えます。現在は車いすで外出しますが、できるだけ周りの人と関わっていき、困った時にはサポートしていただくことで、周りの方々の理解のひとつになればと思っています。

～障がい者の人権～

～身体障がい・見た目～

「自分にはあざがあることをハンディーと思ったことはなかった。ハンディーがある・なしは、他人が決めるのではなく、本人が決めること。」

Sさんは生まれたときから、右上半身に赤い大きなあざがあります。(クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群。難病指定されている。)ご自身は、そのあざがあることが自分にとっては、「普通」であると話します。「普通ってなに？」この問いかけが多くの人気づきにつながっています。

○ご自身について教えてください。

自分は、右上半身に大きな先天性のあざがあります。上半身の裸を、2015年10月8日にフェイスブックで公開したら、同じ病気を持つ人や、そのご家族の間で大きな話題になりました。自分にとっては、あざがあることが当たり前でした。自分は、高校と大学では相撲部、卒業してからはスイミングスクールのコーチをしていたこともあります。自分のあざを見せることに抵抗はありませんでした。あざがあることが自分にとっての普通だったからです。また、42歳の時に脳梗塞になって、右半身が麻痺しています。自分はそちらの方がショックで、しばらく落ち込みました。

○自分のあざのことを意識するようになったきっかけは何ですか。

小学4年の時に、担任の先生に言われた「ハンディー」という言葉がきっかけです。先生のご実家に遊びに行った時、一緒にお風呂に入りました。先生が大好きでした。そのとき先生は「あざというハンディーがあるけど、頑張っしてほしい。」と言ったんです。後日ハンディーの意味がわかったとき、「ハンディーがある・なしは他人が決めるのではなく、自分が決めること。」ではないかと思いました。見た目が他人と違う子どもは意外と大人びた考え方をするものです。

○あざについて、ご両親がどう思っていたか教えてください。

30代前半のとき、母が「なぜ、裸になってやるスポーツばかりやるの？」と聞いてきました。私は、無意識のうちに「俺の使命だから。」と答えました。母親は「そうなの。」としか答えませんでした。母なりにあざのことを気にしていたんだと思います。

○現在はどのような活動をしていますか。

「魔法の天使 笑顔の絆」を合い言葉に講演をしています。講演の最初に上半身のあざを全てみてもらいます。あざを見たときの気持ちと講演を聴いた後の気持ちがどう変わるかを聞いています。何も知らなくて「うわっ」と思うのは仕方がないですが、自分の話を聞いてその思いを出さないような態度が取れば、差別をしたとは言えないと思います。

○あざのことについて周囲の人に知ってほしいことはなんですか。

街中で、子どもが私を指さして「あの人どうしたの？」と親に聞いたとき、「そんなこと言ったらおじちゃんに怒られるよ！」と言う親が多いです。子どもが興味を持つことはよいことです。ただ、親として、「人を指さしてはいけない。」など、基本的なことを教える必要があるのではないのでしょうか。私のからだは、こそこそ言われるようなものではありません。

また、あざがある人に対しては、「隠して笑顔になるなら、隠せばいい」と言っています。あざに対する考え方も千差万別。笑顔になれることが大事です。

そのほかには、障害を持つ子どものお母さんが孤立する傾向にあります。お母さんはそのようなお子さんを産んだことに自責の念があり、自分を責めます。私はお母さんの支援もしています。

○障がいのある人について周囲の人に知ってほしいことは何ですか。

なぜ、障がいのある人のための政策を議論する審議会に、当事者が入っていないことがあるのか？当事者の声を聞かなければ、本当に必要な政策は展開できないと思います。たとえば、私は右足にほとんど感覚がなく、暗いところを歩くのが怖いのですが、最近節電を実施して通路や廊下が暗いところが多いです。これは障がいがある人でないとわからない感覚でしょう。また、過度な気遣いはしてほしくないです。私がおたついても、待ってほしい。タイミングをみてほしい。自分でできることは自分でやりたいです。「その人の気持ちになって」はあり得ないと思います。その人の気持ちになることはできません。しかし、「その人の気持ちをわかろうとする」はあり得ます。そこには寄り添う気持ちが表れているからです。

～障がい者の人権～

～発達障がい～

「発達障がいのある人でも、工夫すれば一般の人と同じように働くことは可能です。その工夫の仕方は自分に合った方法を探ることが必要です。」

Nさんは27才の時にアスペルガー症候群と診断されました。小さい頃から生きづらさを感じていたというNさん。今、彼女は自分と同じ生きづらさを感じている人たちの役に立てればと、病名をオープンにして活動を始めました。

○子ども時代について教えてください。

1984年に3人姉妹の末っ子で生まれました。小さいときから人と関わるのが苦手で、人との会話が續かないなど、自分でもどうしてこんなに消極的なのだろうと思っていました。すでに世の中の生きづらさを感じていましたが、みんなも一緒なのだろうと思っていました。母親によると、手がかからない子どもだったけど、一人で遊ぶことが多く、団体行動は苦手だったようです。

○学校ではいかがでしたか。

小学校・中学校の時はいじめられていました。父親の仕事の関係で転校が多かったせいもあり、ストレートなものの言い方をするので友だちが少なかったと記憶しています。今つきあっている友だちは高校・大学の時の同級生です。大学では寮での規則や行事等に忙殺され、同時に複数のことができなかつたため、就職活動に支障が出るなど、精神的にストレスを感じていました。

○社会に出て何か困ったことがありましたか。

同僚（特に男性）に話しかけることが苦手で、職場でうまくいかなくなりました。1年半くらいしてストレスである日突然出勤できなくなり、当時は病院で「心因障がい」と診断され、2ヶ月休職した後退職しました。まだ家族の理解も進んでいなかったのので、自宅にすることができず一人で暮らし始めました。その後4年くらいして27才の時に、症状が悪化して再度病院を受診したところ、「自閉症スペクトラム（アスペルガー症候群）」と診断されました。それまで「なぜ、生

きづらいのか。」と不思議に思っていたことの答えが出たようで納得しました。

○どのような身体的な特性がありますか。

人それぞれの特性はあると思いますが、私の場合は触覚過敏で肉親も含めて他の人から直接肌に触られることが非常に苦痛です。以前そのような話をしたら、ふざけて直接肌に触る人がいましたが、本当にやめてほしいと思いました。また、診断される前は3人以上での会話は、音の取捨選択が難しく、何を言っているのか聞き取れなかったのですが、今は自分の特性がわかったので、ある程度対応できるようになりました。あと、事前に決まっていた内容が急に変更されると、そのときの状況によってはパニックになることがあります。同時にいくつものことをするのが難しく、ミスをしないよう健常の人よりもいろいろと神経を使い、労力を払い、気を張って生活しているので一日が終わるととても疲れてしまいます。しかし、自分の疲れ度合いがわからないという身体的特性もあるので、医師のアドバイスにより、ストレスチェック表で自分の疲れ方を数値化・見える化して、症状がひどくなる前に休養を取るようにしています。

○社会に伝えたいこと、理解してほしいことは何ですか。

障がいのある人でも、工夫をすれば一般の人と同じように働くことは可能だと伝えたい。ただその工夫の仕方を自分一人で考えるのは無理なので、会社の上司や同僚、病院や支援者、そしてジョブコーチなどの支援を受けながら、自分に合った方法を探すことが必要です。発達障害、アスペルガー症候群と言ってもその状態はみんなそれぞれで一概には言えません。

発達障害でない人に対して伝えたいことはとりあえず話を聞いてほしい。障がいのある人のキーマンとなる人は、その人の特性について理解してほしいと思います。今は、家族も私の障がいについて理解してくれています。発達障がいのある人は「誰もわかってくれない」と一人でつらさと戦っているように感じがちです。一緒に病院に行くとか、一緒に当事者の会に行くとか、ともに歩んでいる気持ちを伝えてほしいと思います。

ジョブコーチとは

障がい者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人を言います。

～外国人の人権～

～在日韓国人～

「在日韓国人に対する社会の意識が変化すべきなのか、自分たちが差別を恐れず、国籍を明らかにして堂々と振る舞うべきなのか、その間で揺れ動いている。」

○さんは、在日韓国人2世です。大分県で生まれ、日本の教育を受け、日本で育ち、日本で暮らしています。

在日韓国人に対する偏見や差別を経験しながらも、日本的な思考も大切にしている○さんは、お互いの立場を尊重し合うことが大切と語ります。

○○さんのルーツや戦後の在日韓国人について教えてください。

私の父は在日韓国人1世で母は2世です。1910年に日本が韓国を併合して、約200万人の韓国人が職を求めて来日しました。私の祖父もその一人で、私の父は祖父に伴い一家で日本に来ました。働くのは、賃金が安いところしかなく、飯場や炭鉱などで多くの韓国人が働きました。父親は終戦後、一度韓国に帰りましたが、韓国で職がなく、再び日本にやってきて、その時に住んだのが大分県だったんです。

大分県に在日大韓民国民団の支部ができたのは、1948年です。まだ在日韓国人への差別が多くあり、団結して立ち向かう必要があった頃です。在日韓国人の主な仕事は、くず鉄の回収、焼き肉店経営、消費者金融業などでした。医療や芸能等には国籍要件がないので、学力が優秀な人は医師になる人もいましたし、スポーツの世界は実力主義なので、野球選手になったり、芸能人になる人も多くいました。

○在日韓国人として暮らしていてどのような偏見や差別がありましたか。

40年ほど前までは、韓国籍であると日本の企業に就職できませんでした。また、年金にも加入できない、アパートに入れない、保証人になれない、などもありました。

韓国籍であることを隠そうとした人がほとんどでした。本国での創氏改名による日本名を引き続き日本でも名乗る人が多く、私も日本名を名乗っていましたし、今でも使っています。本名で暮らしたいけれど差別を恐れて、本名を名乗れない人も未だに大勢います。

また、在日韓国人への特権があると主張し、ヘイトスピーチを繰り返している団体がありますが、実際に在日韓国人への特権はありません。平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、いくつかの自治体でヘイトデモを規制する条例もでき、表だったヘイト

デモは減ってきていますが、インターネット上での誹謗中傷は多くなっています。大分県でも数年前にヘイトデモが大分市中心部で行われたことがあります。

ヘイトスピーチについて、日本のマスコミはほとんど取り上げないですね。欧州や北米などでは、表現の自由より、ヘイトスピーチを許さない方向であるのとは対照的だと思います。

○ご自分にとって転機になったことはありますか。

小学校6年生の時、クラス担任が、「この学校には在日韓国人の人がいます。国籍が違って仲良くしましょう。」と言ってくれたことがあります。うれしかったですね。在日韓国人は息を潜めるように、自分の国籍を隠していましたから。気持ちが楽になりました。

また、「韓流ブーム」が日本人の意識をかなり変えたと思います。「韓国人がかっこいい」とか、「韓国ドラマが面白い」とか、韓国料理がブームになるなど、今までにない変化を感じました。

○どのようなことを社会に伝えたいですか。

いつも、在日韓国人に対する社会の意識が変化すべきなのか、自分たちが差別を恐れず、自分たちの弱さを克服し、自ら韓国人であることを明らかにして、堂々と生活すべきなのか、その間で揺れ動いています

私たちが在日韓国人は、意識の上では、8割が日本人としての感覚なんです。だからほとんど日本人としての感覚と言ってもよいですが、韓国人としての自覚もあります。私たちの立場も理解していただき、お互いに理解し合い、尊重しあう事が大事だと思っています。

コラム2

ヘイトスピーチ、許さない！

平成28年6月、ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されました。

ヘイトスピーチ（憎悪表現）とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。

在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

～外国人の人権～

～イスラム教徒～

「大分県は住み心地がよい。家族に対する支援があればもっとよいと思います。」

Bさんは、シリア出身の25歳。2017年に難民として日本にやってきて、現在はシリア再建のために、立命館アジア太平洋大学で経営学を学んでいます。大分県は住み心地がよいと話します。

しかし、私たち日本人は、イスラム教は危険な宗教といったイメージや、難民が日本に来ると治安が悪くなるといった先入観があります。インタビューでは、イスラム教について正しく知るためには、モスクへの訪問や料理を通じた交流なども有効ではないかと語ります。

○ご自身について教えてください。

2017年8月にシリアから難民として日本に来て、経営学を学ぶためにAPUに在学しています。シリアの再建のために日本で学ぶ機会を得ているので、シリアに平和が戻ったら、シリアに帰り、国を再建するために働きます。

結婚をしており、妻も一緒に別府に住んでいます。別府に住んで約1年です。

シリアも今は全土が危険なわけではありません。2016年に観光客が行くような所に行きましたが、素敵なレストランで食事ができ、いい思い出を作ることができました。

○イスラム教はどんな宗教ですか。私たちが正確に知るにはどのような方法がありますか。

イスラム教について、日本人には、危険な宗教のイメージがあり、そのことについてよく聞かれる事があります。イスラム教は決して危険な宗教ではありません。「平和と人の融和」を基本とした宗教です。コーランは、周囲の人にやさしく、笑顔を絶やさぬようにとの教えが基本です。コーランを読む前には、自らの罪を洗い流すために、体を洗って清めます。

イスラム教についてもっと知るには、イスラム教についての本を読んでもらう以外に、別府市にあるモスクに来てもらう方法もあります。月に2回イスラムの食事を出し、食事の間にイスラムについての話を聞いてもらいます。毎回イスラムに興味のある多くの日本人が出席しています。

イスラム教徒は、豚は食べません。また、牛や鶏、山羊などを食用のために殺すときには、イスラムの神であるアラーに祈りを捧げて殺します。祈りを捧げることで、イスラム法上で食べることが許されている食材や料理を「ハラール」と言います。動物には感情や気持ちがあり、神の名を唱えながら殺し、苦しませずに慈悲をかけるべきという発想からきています。この発想は、牛や鶏、山羊に適用されますが、魚といった生物には適用され

ません。

イスラムの女性が髪や肌を隠すのは、異性を誘惑しないといった理由からです。女性の服装等については、イスラム諸国や、人々の間でも考え方に差異があり、私は信心深い方ですが、あまり極端な発想は好きではありません。

○大分県で暮らしていて、何か不便を感じることはありますか。

別府市に来て、さほど嫌な気持ちになったことはありません。ラマダン(宗教上の断食)の時も周囲の日本人は理解を示してくれます。街に出たとき、私をじろじろ見る視線を感じることがあるくらいです。もっと気軽に話しができるといいなと思いますが、別府市はAPUがあるせいか、本当に外国人に対する理解や対応の仕方が進んでいると思います。

○必要な支援は何でしょうか。

私は大学に通っており、モスクにも通っているのですが、たくさんの友人や知り合いがいるのですが、私の妻は、英語もさほど話すことができず、モスクにもなかなかいけなく、日本語もできないため、孤立しています。「外に出て人と話してみても？」と言っていますが、言葉の壁からか、なかなか出ることができません。家族への日本語などの語学に関する支援があるとよいと思います。日本人もシリア人も食べるのが大好きだから、お互いの料理を通じた交流なども有効だと思います。

それと、ハラールの肉がもっと手に入るようになるとよいと思います。今は鶏や牛に限られていますが、山羊やマトンなども欲しいです。それと、私たちは一日に5回お祈りをします。お祈りの時間は季節や日によって異なり、今はアプリでその時間を知ることができます。きれいな床とマットさえあれば、メッカの方向に向いて祈ることができるので、商店街等の中に、小さな祈りのための部屋があるとよいと思います。

～医療を巡る人権～

～ハンセン病回復者～

「大分が一番いい。ふるさとが一番。」

1996年にらい予防法がなくなるまで、ハンセン病回復者の方々は、理不尽な隔離を続けられました。14歳の時にハンセン病と診断され、鹿児島県鹿屋市の星塚敬愛園に収容されたSさんは大分県ご出身の83歳。カラオケがとっても上手で明るい方です。

らい予防法が廃止されても、ほとんどの入所者は高齢のためや体調の悪化、そして帰る場所がないなどふるさとに戻ることができず、療養所で生活を続けています。

○星塚敬愛園に入所するまでの経緯を教えてください。

耳鼻科に行った時、医師が父親だけを呼びました。そのとき、私の眉毛が薄かったんです。眉毛が薄いというのは、ハンセン病の特徴でした。その次の日から、「学校に行かなくてよい」と言われました。家から出てはいけない、私が使用した食器類は別にして洗うなど、家族内でも隔離がはじまりました。約半年家の中にこもる日々が続きました。ある日、県から、近隣の保健所に来るよう連絡がありました。そこで、「遠い所に行ったら治るよ」と言われました。昭和23年早朝、県から迎えに来たトラックの荷台に父と2人で乗り、大分駅まで搬送されました。どこに行くのか不安で仕方ありませんでした。父と一緒に列車に乗り、鹿屋まで搬送されました。駅に降りてから、またトラックで星塚敬愛園に連れてこられました。到着してすぐに父とは引き離されました。偽名をつけられ少年寮に入りましたが、最初の日の夕食は今でも忘れられません。汚いほうろうのさびた器にカボチャなどが入っていましたが、とても食べる気がしませんでした。

○入所後の生活を教えてください。

園内にある学校に通いました。患者と敬愛園の職員が教えていました。自分が行き始めたときに、鹿屋市内の学校の分校となり、教育が充実しました。運がよかったんですね。音楽やエスپرانت語なども習いました。

昭和24年に特効薬「プロミン」が導入されました。本当によく効きましたよ。顔の腫れがみるみるうちに引きました。「あーよくなっているなあ。」というのが実感としてありました。昭和40年までは、入所者が園内の作業や仕事をするのが続きました。自分は会計係をしていました。食糧難で物もなく、白衣を染めて背広を作ったり、配給の炭は食料と交換したりしました。寒いときは障子の棧を燃やして暖をとったりもしましたよ。

園内で結婚しましたが、当時夫婦一室に住むには断種手術をしないと許可されませんでした。私たち夫婦の子どもは強制的に墮胎をさせられました。悲しい記憶です。

○ふるさとに残ったご家族のことを教えてください。

私のことで、家族は苦勞をしました。特に水には苦勞をしました。近所の人が共同の井戸を使わせてくれないんです。夜中でも見張りがいました。仕方なく、道ばたの汚い水をくみ上げ、煮沸して飲み水にしたり、風呂の水に使いました。風呂の水は赤かったです。

○園外の人とのつながりはどうでしたか。

園内のグラウンドに、鹿屋市役所の職員が野球の練習に来たのが最初です。自分も野球をしていました。ゲートボール交流や、芸能人の慰問も始まりました。

こんなこともありました。ゲートボールの全国大会で、星塚敬愛園のチームが東京に行き、第2位になりました。ハンセン病回復者であることがわかるのが嫌で表彰台に上がらなかったら、主催者がハンセン病であったことを恥じることはないから、上がってといわれました。うれしかったし、ハンセン病が世の中に認知されたと感じました。

1996年にらい予防法がなくなり、格段に生活は変わりました。しかし、隔離政策によって人生の大半を奪われ、夢や希望を絶たれてしまいました。法に苦しめられました。

○現在・今後のことについて教えてください。

来園者があると順番で講演をします。また、4年前に別府市で講演会をおこないました。正しくハンセン病のことを知ってほしい。それと、大分県に里帰りするのが楽しみです。毎年里帰りしています。大分の方がこちらに訪ねてくださっていろいろとお話することも楽しみです。大分県はいい。やはり、ふるさとが一番です。この星塚敬愛園の入所者は最も多いときは1347人(昭和18年)もいましたが、今入所している人は129人(平成30年6月末現在)となっています。この療養所での生活をいつまで続けられるのか不安です。他の高齢者の方もそうだと思いますが、自分が住みたい土地の病院や施設に入ることができればいいなあと思います。

ハンセン病の概要

◇ハンセン病とは◇

「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症です。初期症状は、知覚麻痺や皮膚の発疹です。治療薬がない時代には、皮膚や手足の変形を起こしたり失明するなど、治っても重い後遺症を残すことがありました。かつては遺伝病であると誤解されたり、「不治の病」と考えられ、恐れられたことから偏見や差別の対象となりました。しかし、実際は感染力はきわめて弱く、感染し発病することはまれで、優れた薬が開発され確実に治療できる病気となっています。

◇ハンセン病をめぐる主な動き◇

年	出来事	注釈
1873年	ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師がらい菌を発見	
1929年	むらいげん 無癩県運動開始	①
1931年	らいよぼうほう 癩予防法制定	②
1947年	日本でプロミンの使用開始	③
1953年	らい予防法制定	④
1996年	らい予防法廃止	⑤
2003年	熊本県内のホテルにおいて宿泊拒否が起こる	⑥

【注釈解説】

- ① 全国の道府県が患者を療養所へ強制隔離し、患者ゼロを目指す目的の運動。
- ② 日本中すべての患者が隔離の対象となった。
- ③ アメリカで1943年に使用されていたプロミンが日本でも使用開始される。めざましい効果を上げた。
- ④ 戦後も絶対隔離政策が続く。療養所では外出制限や、患者同士の看病、介護、土木工事等の労働が行われ、療養所内で結婚した夫婦は子どもを持つことも許されなかった。
- ⑤ 約90年続いた国の隔離政策が廃止された。
- ⑥ ハンセン病に対する差別や偏見の根強さが浮き彫りとなる。

～現在の全国のハンセン病回復者の療養所について～

全国に13カ所の国立療養所があり、ハンセン病回復者の方が暮らしています。資料館をもつ療養所もあり、ハンセン病の歴史や療養所内での生活を学ぶことができる施設です。

～国立療養所星塚敬愛園の紹介～

国立療養所星塚敬愛園は、昭和10年に病床300床で開園。昭和18年には最大1,347名の方が入所していました。入所者は次第に減少し、現在は、ハンセン病回復者の方々が、医療や介護を受けながら暮らしています。



望郷の丘

星塚敬愛園にある丘。施設内で少し高い丘は、入所者が登り、故郷に想いを寄せたことから、この名前がついた。

コラム3

大分県人権尊重施策基本方針

大分県では、大分県人権尊重社会づくり推進条例を制定（H21.4.1）し、人権尊重の社会づくりに関して、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するための人権尊重施策基本方針を策定、併せて、以下のとおり個別分野の基本方針を定めています。

同和問題

- 基本的人権の課題として取り組む
- 就労対策、産業の振興等については一般対策を有効に活用する
- 同和教育・同和問題の啓発を人権教育・啓発として一層推進する

女性の人権問題

- 固定的な性別役割分担意識の解消に努め男女平等な社会づくりを進める
- 女性に対する暴力を防止するため啓発に努め、被害女性の救済・保護・自立支援を充実する
- 生涯を通じた女性への健康支援を進める

子どもの人権問題

- セーフティネットづくりを進める
- 社会全体のあり方を見直す
- 開かれた学校づくりを進める
- 相談・支援機関が密接に連携する
- 子どもの人格を尊重する教育を進める

高齢者の人権問題

- 高齢者の生きがいづくりと社会参画を推進する
- 健康づくりと介護予防を推進する
- 住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤づくりに取り組む
- 認知症施策と権利擁護の取組を推進する

障がい者の人権問題

- 障がいのある人もない人も、互いに尊重し、ともに支え合う社会の実現をめざす
- 障がい者が身近な地域で暮らし働けるよう自立生活の実現をめざす
- 障がい者が自分の意思で、あらゆる活動に参加できる支援体制を確立する
- 障がい者にとっての社会的障壁を除去し、障がい者差別の解消に向けて取り組む

外国人の人権問題

- 県民の異文化理解や国際意識の向上を図る
- 外国人の具体的な人権問題に迅速かつ的確に対応できる体制を充実する
- 様々な国の人々がともに地域づくりに参画できるシステムを構築する

医療をめぐる人権問題

- 人権尊重意識の深化と人権を尊重したサービスの提供を進める

様々な人権問題

- 個人情報については、有用性に配慮しながら官民一体となって保護に取り組む
- 犯罪被害についての広報を進め、被害者支援のネットワークを構築する
- インターネット利用上のモラルについて啓発し、事業者に人権侵害防止措置を要請する
- 多様な性についての理解を深める教育・啓発を行う

～医療を巡る人権～

～精神疾患（うつ病）経験者～

「言葉は薬」

平成26年にうつ病を発症し、現在も治療中のAさん。精神疾患になって多くのことに気づいたと話します。現在はうつ病であることを公表し、講演活動をしています。

○どうしてうつ病になったのですか。

平成26年6月に大きな喪失感を味わう出来事がありました。今思えば、それがうつ病の引き金になった出来事です。7月に猛烈な憂鬱感を感じ、8月には、家族が、私が笑わないこと、声が小さくなったことに気づきました。自分でも「うつ病」ではないかと疑いましたが、受け入れることができず、精神科を受診することはありませんでした。

○現在も治療中ということですが、どのような症状がありましたか。

10月から11月に猛烈な勢いで悪化しました。この間ほとんど記憶がありません。しかし、必死になって出勤し、仕事に行きました。11月の終わりに出席した会議で、会議の内容が全く頭に入らず、12月初旬には、帰る道がわからなくなりました。職場の人は、誰一人ここまで状態が悪くなっていることに気づいていませんでした。休職をすることを決めてから、全く眠れず、とうとう自殺未遂をしてしまいました。地獄の釜が口を開けたように感じました。見る世界が変わり光と音がだめになりました。一睡もできないので、夜が来るのが恐ろしくなりました。

○どのようなことがつらかったですか。

うつ病と知られるのが怖かったです。それは、うつ病で休職していた同僚が差別されるのを見てきたから。自分も差別されるのが怖かった。そして、自分自身も今まで精神疾患の人の陰口を言っていました。ものすごい自責の念に駆られました。

○現在講演活動をしているとお聞きしました。どうして講演を始めたのですか。

休職中に同僚が訪ねてきました。その方が、「病気になってよかった。人の痛みがわかる人間になった。」「耻かいて人生なんぼ、うつ病を隠して生きなくてよい。堂々としていればよい。」といわれ、自分の中で何かがはじけたんです。この

方と私は見ている世界が違うと思いました。私はうつ病になったことを悲惨とし
か思わなかった。しかし、この方はよかったといっている。

このまま病気に負けるわけにはいかない。このうつ地獄の底から這い上がろう
と腹をくくりました。薬を飲むだけでなく、カウンセリングを受けたり、積極的
に外に出たり、よいと言われることはすべてやりました。

同僚から、言われた言葉が私には大きな薬になった。それを私の中だけでとど
めておくのはもったいないと思いました。それで講演活動を始めました。

○社会に伝えたいこと、してほしいことは何ですか。

うつ病などの病気になりたくてなった人は一人もいません。また、誰でもなり
うる可能性があります。

どん底に落ちても、必ず這い上がることができる。人生はやり直しがきくとい
うことを学びました。そして、多くの人に愛されていたことに気づきました。私
は不幸せだと思ってうつ病になりました。しかし、本当は幸せだったんです。う
まくいかないのは5%くらいでしかなかった。それで私は不幸せと思い込んでい
ました。

本当に「言葉は薬」です。言った人は忘れているかもしれませんが、私は一
生忘れません。今でも症状がでてつらいときは思い出し、心の支えにしています。

そして、肩書きなどはどうでもよくなりました。肩書きなどにとらわれず、自
分が何をしたいか、心に正直に生きることができるようになりました。

うつ病は踏み台。四天王像を見てください。踏みつけている邪気はうつ病。私
はうつ病を利用して、一段高い所に登れたと思っています。

コラム4 障がい者に対する「合理的配慮」とは？

平成28年4月に施行された障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関
する法律」）では、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。「合
理的配慮」とは、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担
になりすぎない範囲で行うことが求められる、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配
慮を指します。

●「合理的配慮」の具体例

- ・施設内などの段差にスロープを渡す。
- ・筆談、手話などによるコミュニケーションをとるなどの意思疎通の配慮。
- ・パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設ける。
- ・ふりがな付き文書やわかりやすい表現を使って説明する。
- ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行う。 など

～医療を巡る人権～

～依存症経験者～

「依存症は病気。継続した治療が必要。」

友人に誘われて覚醒剤を使用してしまったという S さん。そのうちに依存症になってしまい、覚せい剤取締法違反による逮捕から釈放された2週間後にまた同じ罪で逮捕され、実刑判決を受けました。

今は、大分DARC(ダルク)で依存症の人やそのご家族をサポートしています。

○覚醒剤使用の最初のきっかけは何でしたか。

17歳の時です。一緒にいた友だちから誘われて使用したのですが、好奇心もあり、またその友だちに嫌われたり馬鹿にされたりするのが嫌で手を出してしまいました。怖かったですが、初めて使用した時に、イメージしていた廃人になるというような変化は感じませんでした。そのため使用するハードルが下がり、高揚感や万能感を求めて、週に1回くらい使用するようになったら、いつの間にか薬物依存症になっていました。

○逮捕されるまでの経緯は。

このままではだめだと思い、希望して海外勤務をしましたが、依存症があるため結局6ヶ月くらいでまた使用するようになりまし。覚醒剤はお金がかかります。使用し続けていると量が増え、ますますお金がかかるようになります。最初は家財道具を売ったりしましたが、そのうち複数の消費者金融からお金を借りたりして、いつも覚醒剤を買うためのお金のことを考えていたような時期でした。27歳の時、覚醒剤を売っていることで有名な界隈で購入しようとして現行犯逮捕されました。しかし初犯は実刑を受けることはあまりなく、私も執行猶予がつきましたが、釈放から2週間後にほぼ同じ場所でまた逮捕され、約2年間刑務所に入所しました。

○DARCに関わったのは。

大阪出身なのですが、自分が服役中に母が大阪DARCに相談をしたのがきっかけで、29歳の時刑務所を出所して北九州のDARCに入所しました。

DARC(ダルク)とは

Drug(薬物)Addiction(嗜癖・病的依存)Rehabilitation(回復)Center(施設)の頭文字を取った造語で、1985年に日本で初めて創られた民間の依存症のリハビリ施設です。DARCでは、これまでの良くない人間関係や環境を絶つため、それまでの生活地域とは離れた場所に入所させ、友人等との連絡も一切取れないようにします。

○DARCに入所してうまくいきましたか。

母に言われて渋々入ったので、薬物と決別できる自信はなかったですね。北九州DARCは1年3ヶ月で退所し、アパートを借り再就職しました。しかし、大量に摂取すると覚醒剤と似たような感覚が得られるような合法的な薬物を、生活費を節約して購入し服用していました。それでも夜だけDARCに通い他の入所者には、いいところだけを見せて薬物から足を洗ったようにごまかしていました。みんなが、クリーン（薬物を使っていないこと）の状態をお祝いしてくれるのに罪悪感を感じていました。

○その状態から今クリーンを保っていられることになったきっかけは何ですか。

DARCを出ても薬物を摂取していることの罪悪感に耐えきれず、思い切って当時の施設長に告白しました。当然激怒されると思ったのに、「苦しかったよな。」と共感してくれ、そしてハグしてくれた時号泣し、そこで絶対にやめようと決心がつかしました。その施設長も薬物依存経験者であったため、共感されることがとても心に響いたのです。それから12年間、全く薬物を使用していません。

○今取り組んでいる活動で目指していることは。

その恩人である施設長が大分に行くと言うことで、自分も指導員として大分に来ました。その後施設長が事故で亡くなり、自分が施設長となりました。現在、入所者のほとんどは薬物やアルコールの依存者で、寮で共同生活をして、昼は運動したり、自助グループとして話し合いをするなど社会復帰を目指しています。活動としては、依存症本人へのサポートもさることながら、依存症患者の家族の助けになればと思います。親は「育て方が悪かった。」と自分を責め、隣近所には隠し、親戚にも相談できず孤立しがちです。今まで大分DARCに入所した人は平成9年の設立から1000人程度で、その後順調に薬物から離脱できるのは2割程度かなと思います。ほかの方は自分のように回復まで時間がかかったり、他のDARCに移ってまたやり直したりしています。それほど依存症からの回復は簡単ではありません。

○社会に伝えたいこと、してほしいことはありますか。

薬物依存症の人は病気の患者としてではなく、犯罪者として見られがちです。依存症は病気だから、風邪をひいたら病院に行くように治療が必要です。保護司や協力雇用主の方々、排除されがちな依存症の人を受け止めてくださるありがたい存在ですが、病気として適切な治療を継続することが必要だと理解してくれる人は少ないように感じます。見た目には良くなっているように見えても繰り返す人が多いので、医療機関への通院や自助グループへの参加を継続的に指導し、勧めてほしいと思います。

～犯罪被害者とその家族の人権～

～性犯罪被害者～

「人には回復をする力、前を向く力は備わっていて、誰でも幸せに生きることができる。」

8歳の時に性暴力の被害に遭い、その後、男性恐怖症、対人恐怖症、様々な依存症などを発症した K さん。その後、周囲の支え、ご自身の気づきにより、それらを克服し、現在は自分の体験を語る活動をしています。

◎事件の後どのような状況でしたか。

事件の後、両親は、そのことに一切触れなかったため、自分も話すことができませんでした。性に対する知識はありませんでしたが、「汚れてしまった。恥ずかしい。」という意識がありました。事件の次の日に、新聞にそのことが掲載され、クラスメイトがなんとなく気づき、学校で質問攻めにあいました。その時から心を閉ざしました。なるべく目立たないように、普通になりたいと思っていました。友達もできませんでした。自分の感情を抑え込んで学生時代を送りました。

◎どのような症状が出ましたか。

頭痛が続きましたが、当時はカウンセリングを受ける機会もなく、不調なまま過ごしていました。男性恐怖症・対人恐怖症になり、進学で東京に行くと、人混みのストレスで体重が一気に落ち、病院での治療の日々でした。20歳で大分県に帰ってきてからは、アルコール依存やその他の依存症などにもなり、このままでは自分はだめになってしまうといった自覚がありました。

◎Kさんは結婚されていますが、旦那様との出会いは。

東京から戻ってきて、高校時代の同級生の集まりに誘われ参加し、現在の夫と再会しました。「人を好きになったり、結婚なんてできないだろう」と思っていました。夫のことを人としても好きになり、25歳で結婚しました。

◎現在の講演活動を始めたきっかけは。

41歳の時に、一度自分の境遇を整理してみたいという気持ちが出てきました。大阪の団体が主催する、性暴力被害者のサロンに行ってみたくて。同じ被害者

の方々と交流しましたが、そこで、自分の体験を講演している人たちと出会いました。そのときの人たちとは現在も友人として交流が続き、一緒に活動をしています。

私も何かできないかと思い、公益社団法人大分被害者支援センターに行き、尋ねてみたら「犯罪被害者の支援員さんに話してみませんか?」といわれて、支援員に話をしました。それが最初でした。現在は県外でも講演をしています。

◎現在は新聞や雑誌などでよくお見かけしますね。

新聞などに出ることに、当初は迷い、家族にも相談しました。そのときに、娘から、「ママがやらなくて誰がやるの?」と言われました。そのことが大きな後押しになりました。

◎伝えたいことを教えてください。

性被害のことを正しく知ってほしいし、その後のことも知ってほしい。

どんな人でも回復をする力が備わっていますし、誰でも幸せに生きることができます。どんな過去があっても、この瞬間からの未来は作ることができるんです。性暴力の被害者は「暗い」「苦しい」とイメージをされてしまいがちですが、トラウマを抱えたままでも、幸せに生きることが可能です。

いろいろな生きづらさを抱えている方々に、「ほんの少し行動する勇気を持って!」と言いたい。一歩踏み出すのは怖かったりしますが、行動しないと何も変わりません。私はそれを応援したい。でも、踏み出すのはその人自身。一歩踏み出してみたら新しい世界が見えてきますよ。

コラム5

「大分県犯罪被害者等支援条例」 が施行されました

大分県では、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「大分県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成30年4月1日施行）しました。

（条例の特徴）

- ①二次的被害の防止について明文的に規定（全国都道府県で初めて）
- ②県と市町村との連携協力について規定

（今後の犯罪被害者等支援施策）

- ①県民等の理解の増進
- ②関係機関との連携強化
- ③経済的負担の軽減、寄り添い支援

誰もが安心して暮らすことができるような社会の実現のため、本条例を活かし、市町村や関係機関・団体と一体となって、犯罪被害者支援に取り組んでいくこととしています。

～犯罪被害者とその家族の人権～

～交通事故被害者遺族～

「背負っているのは悲しみじゃなく それだけの大きな愛なんだよ。」

長女の方が交通事故で亡くなったのは高校1年生の時でした。Hさんは、この事故のつらい思いから、悲惨な事故の起きない社会を実現したいと、多くの場所で交通安全に関する講演を行っています。そして今もなお「一緒に生きる」ことを原点として活動を続けています。

○事故はいつ起こったのでしょうか。

2007年10月、当時高校1年生だった長女は、自転車で高校からの帰り道、後ろから来た脇見運転の車にノーブレーキではねられ、病院では脳挫傷との診断で、意識不明のまま2日後に亡くなりました。

○ご家族や友人たちの悲しみは大きかったですよね。

「娘を見送ったこんな人生、私たちの何がいけなかったのか、私たちにどうしろというのか、なぜ逢えなくなってしまったのか」理由を探して彷徨い、自分自身の存在が許せず、消えてなくなりたいという思いが強くありました。妻もその日から家にいることが苦痛となり、一人で家にいることができなくなりました。事故の日、長女の帰りがいつもより遅くなったので「一緒に帰ろうか」と声をかけてくれた同級生も「自分が一緒に帰っていれば・・・」と苦しんでいました。病院・通夜・葬儀と多くの友人が来てくれました。事故後、それまでの楽しいことが全て悲しみにつながりました。おいしいものを食べたら「長女と一緒に食べたい」、買い物に行ったら「長女に買ってあげたい」と思い、自分たちが楽しむことは悪行のように思っていました。

○交通事故被害者のご遺族として思うことはどういうことでしょうか。

最近のテレビ報道を見ても、また各地で私たちのような被害者が生まれていることに心が痛みます。平凡な生活がどんなに幸せだったか、今更ながら痛感します。大切な事はなぜ失わないと気づかないのでしょうか。笑顔、思いやり、そして、こんなに大切な命。私は当初、何もわからずに、インターネットの中で、同じく子どもを失った方々とのやり取りで情報を集めていました。これからは、犯罪被害者等支援条例の制定や被害者支援の啓蒙的活動を通して、地域で支援できる社会になってほしいと思います。

○事故後に様々なことばをかけられたと聞きましたが。

事故の状況を知りたいと訪れた警察署で「何が聞きたいんですか」、検察官からは今回の事故は過失であると言う説明を受けるのに「あなたもうっかりするでしょう」、弁護士からは「加害者も社会的な罰を受けています」など、法に関わる職種の方々の言葉は冷たいものでした。また、よかれと思ってかけてくる「早く元気になってね」「もう落ち着かれましたか」など、安易な慰めの言葉にさらに傷つけられた時期もありました。しかし、彷徨っていた時、同じく子どもを亡くされたお母さんから、「背負っているのは悲しみじゃなく、それだけ大きな愛なんだよ。」という言葉いただき、初めて今の自分でいいんだと思えました。「言葉は毛布であり、言葉はナイフである」と感じました。

○今、どのような活動をされていますか。

お別れから6ヶ月経った月命日、長女のことを何一つ失いたくない一心で「15歳のメッセンジャーN(長女)」のホームページを発信しました。これが私の1番目の目標でした。あれから何かに導かれるように生命のメッセージ展に参加することとなりました。長女は一足先にここに就職したと思っています。長女の仕事は命の大切さを伝えていくことです。その後、長女の母校で講演したことを皮切りにすでに50カ所以上で交通安全に関する講演を行っています。

「生命のメッセージ展」とは

犯罪・悪質な交通事故・いじめ・医療過誤・飲み会での飲酒の強要などの結果、理不尽に生命を奪われた犠牲者の遺品や等身大の人型等を展示し、多くの人に命の重さについてメッセージを発信しています。

○社会に伝えたいこと、してほしいこと。

一つは、悲惨な事故が起きない社会の到来です。どんなに注意していても交通事故被害者になることはありますが、加害者になることは、十分注意を払い安全運転をすることで避けられると思います。そして人為的ミスをかばう機能を備えた車の普及も大切であると感じます。もう一つは、被害者支援が浸透した社会の到来です。もしもあなたが被害者になった時、あなたが支援を知らなくても、あなたの周りの人たちが「こんな支援があるよ。」って教えてもらえる社会になったらいいなと思います。

～性的少数者の人権～

～性的指向～

**「多くの人が差別心を持っていると思う。
でも、相手を“知る”ことでその気持ちは
なくなると信じている」**

中学校1年生の時、初恋の相手は女性だったと話すOさん。自分は他の人と違うと考え、自分の思いを否定し、自己嫌悪に陥ったりして、とても生きづらさを感じていたそうです。今はご自身の性的指向について公表をしていますが、そこに至るまでには様々な葛藤があったそうです。

OOさんの初恋のエピソードが「りんごの色」で使われているんですね。

そうなんです。「りんごの色」を作成するとき、当初から関わらせていただき、内容について話し合いを重ねました。自分の初恋のエピソードが使われているので、読むと当時の心境を思い出し、はじめの頃は読み通すことができませんでした。同級生が、「あの男子かっこいい」とか「部活の先輩が好き」とかみんな話している中に入れず、自分は他の人と違うと感じていました。好きだという気持ちを抑え込むつらさがありました。

「りんごの色」とは

平成29年度に大分県が作成した、性的少数者への理解を進める啓発マンガ本です。大分県人権ホームページ「こころちゃんのへや」で全ページ読むことができます。

O初恋以後のことは

高校のときには、2人の方とおつきあいしましたが、いずれも女性の方でした。2歳先輩だった女性が自分たちのことを認めてほしいと、私の母親に手紙を書いたことから母に半ば不本意な形で、自分がレズビアンであることが知られました。当時は理解してもらえず、その後10年くらい確執が続きました。困みに、母との関係は今では良好で、今のパートナーと母もよい関係です。専門学校では、異性愛者だと思い込もうとして生きていました。自分自身が自分を受け入れられなかったんだと思います。大分県でレズビアンは私一人だとずっと思っていたのですが、仙台に住んでいる時に図書館に当事者の会の案内があるのを見つけました。その会に参加することは、今まで否定をしていた自分を認めることになるのでかなり勇気が必要でしたが、終了の5分前によく入室できました。そのことがきっかけで、同

じ仲間と出会い、徐々に自分自身を受け入れることができるようになりました。

○社会的にカミングアウトしたきっかけは何ですか。

特別支援学校の教員として働いた後、退職して青年海外協力隊に参加し海外にいる頃、アメリカで同性婚が認められたとの情報が地元の新聞に掲載されたと友人から聞き、なぜか大分でも理解が得られたと勘違いして、そのことを素直にうれしいと伝える旨のメールを新聞社に送りました。しばらくして、その新聞社から「当事者として記事にしたい。」との打診があり、新聞に掲載されることになりました。そのことは了承していたのですが、それまで、私の性的指向を母と、一部の友人にしか話をしていなかったもので、多くの人に知られることよりも、今までの友人・知人たちが私から離れてしまうのではないかとこの怖さが強く、発刊当日はベッドから動けませんでした。しかし、予想に反して、周りの受け止め方は好意的で、結果的には良かったと思いました。それと同時に、セクシュアリティについて悩んでいる方からの連絡や相談が増えたことでどうにかしなければという想いが強くなり、今の講演活動や当事者交流会の開催に繋がっています。

ただ、この活動をし続けるつもりはありません。セクシュアリティは本来、ひとり一人ちがうもの。「LGBT」と分けることで「別物」にしてしまっているのが今だと思うので、その誤解が解かれれば、今の活動が必要なくなると思っているからです。

○周りの方にはどのようなことを望みますか。

好きになる対象がどの性別かは、本人が言わなければわかりません。今はカミングアウトしている人も増え、カミングアウトをしたからすごいと思っている人もいるかもしれませんが、私はそれは少し違うと思います。カミングアウトしたくてもできない人もいるし、今いる居場所を守るためにカミングアウトしない人もいます。それぞれの状況で本人が決めること。誤解を恐れずに言うと、「差別心」は誰にでもあると思います。ただなぜ差別の心が生まれるかは、その人自身の人となりを知らないからだと思います。好きになる相手が自分と同じ性別だとしても、それは特別なことではないと気づいて欲しい。知らないことやわからないことを避けて通るのではなく、直接聞いて理解して欲しい。性的少数者に限らず、様々な人がお互いを知るきっかけとなる場所を作るのが自分の理想です。

～性的少数者の人権～

～性自認～

「日本は簡単に性別を問いすぎる。 記入が必要なときにも記載方法に配慮を。」

小学校低学年の時から自分の性別に違和感を持っていて、周りから押しつけられる女性らしい服装・言葉遣い・態度がとても嫌だったと振り返るOさん。名前を変え、乳腺摘出手術も受けていますが、まだ戸籍は変えられません。今の戸籍上の性別変更の条件が障壁となっています。

○ご出身は北海道だそうですね。

20歳の時に派遣職員として大分県に来ました。10年以上暮らしていましたが、今は正職員となって熊本県に住んでいます。家族は北海道にいます。

○周りの子と違うと思ったのはいつ頃ですか。

小学校低学年の時です。体の性と言うより、社会的性（ジェンダー）での違和感です。男の子とばかり遊んでいました。遊び・言葉遣い・服装・色など、周囲から求められる女の子っぽいことを強要されるのがとても嫌でした。特に高校生になると、セーラー服が嫌で制服の上からジャージを着ていました。また、一人称の使い方に悩みました。女性的な表現は使いたくない一方、「僕」や「俺」など男性的な表現もしっくりこない上に、周りにも違和感があったようなので、結局「自分」に落ち着きました。

○出生時に割り当てられた性とは別の性で生きるためにどのようなことをしましたか。また、どのような障壁があると感じていますか。

26歳の頃、見ただけで女性と判断される名前が嫌だったので、家庭裁判所に行って変更しました。性同一性障害の診断書と、新しい名前の使用実績があれば認められます。現在の名前は、様々な形のセクシュアリティがある中で、共存共生できる社会になるように自分でできることをしていこうという思いを込めて、自分で選びました。

また、同じ年、乳腺摘出手術を受けました。性同一性障害に関する委員会の策定したガイドラインによると、まず第1段階として医療機関での十分なカウンセリング、第2段階としてホルモン注射や胸の切除手術があります。しかし、これでは戸籍上の性別の変更はまだできません。最終的に戸籍の変更が認められるの

は、その他の条件もありますが、内性器の摘出や外性器の形成が必要となります。自分は生まれつき卵巣の機能不全があったため、性腺への手術の必要性を感じていません。トランスジェンダーや全ての性同一性障害の方が手術を必要としているわけではありません。今の日本の戸籍性別変更の条件は、断種の強制であると世界保健機関等からも反対声明が出されています。

○日本の性的少数者に対する理解度についてはどう感じますか。

日本は性別の記載が必要ないと思われることでも安易に、男性か女性かを問いつぎると思います。性別はとても個人的なことと気づいてほしいです。どうしても、統計等の理由により、記載が必要な場合には、「男」「女」があからさまにわからないような記載方法にして欲しいと思います。たとえば、男性を「1」、女性を「2」と表す等です。

また、バラエティでの性的少数者の取り上げ方や特定の政治家の発言などをみても、日本のセクシュアリティに対する考え方は、かなり遅れていると思います。2020年の東京オリンピックに向け、人権問題が重点課題となっていて、このことでLGBTなどの性的少数者の存在や特性に気づいてもらう良い機会だと考えていますが、一過性の話題としてではなくオリンピックが終わっても継続した啓発活動がなされるよう願っています。

○今、性自認について悩んでいる人たちにどのようなことを伝えたいですか。

大分県にはまだ性的少数者の専門的な相談窓口がないですね。生徒・学生であれば、学校や保健室等相談できる場所はありますが、社会に出るとインターネット以外で実際に相談できる所がほとんどないように感じます。その孤立感から脱するためにも「SOGIE（LGBT）サポートチームココカラ！」等の当事者団体につながってほしいと思います。

SOGIE（LGBT）サポートチーム ココカラ！とは

- ・割り当てられる性別とは別の性で生きたい。
- ・好きになる相手の性別が異性ではない。
- ・恋愛感情というものが分からず悩んでいる。

など、セクシュアリティに関する悩み事や、あらゆるマイノリティーの方が、地域で安心して暮らすことができるよう、ひとり一人が認め合う社会を目指して活動しています。

人権相談ダイヤル

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行なっています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番  0570-003-110

子どもの人権110番  0120-007-110

女性の人権ホットライン  0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

インターネット相談

検索



パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん

こころちゃんの部屋においでよ!

こころちゃんの部屋で検索

<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>



♥この冊子作成にあたりご協力いただいた団体・関係機関

部落解放同盟大分県連合会

日田市北友田三丁目地区集会所

九重町隣保館

公益社団法人 認知症の人と家族の会

一般社団法人 笑顔の絆プロジェクト

特定非営利活動法人 共に生きる

在日本大韓国民団大分県地方本部

立命館アジア太平洋大学

国立療養所星塚敬愛園

特定非営利活動法人 大分DARC

公益社団法人 大分被害者支援センター

SOGIE (LGBT) サポートチームココカラ!

ご協力ありがとうございました。♥

平成30年12月

編集・発行 大分県生活環境部人権・同和対策課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL097-506-3176

©この冊子は平成30年度人権啓発活動地方委託事業として作成しています。